

諮問番号：令和2年度諮問第5号

答申番号：令和2年度川行審答申第4号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の趣旨

障害等級3級を不服として2級決定の裁決を求める。

##### (2) 審査請求の理由

ア 主治医の令和元年12月1日付け診断書(以下「本件診断書」という。)による判断から障害等級を3級とする処分を受けた。

イー1 しかしながら、2年前の診断書(2年前の更新時に提出した、主治医が平成30年2月17日付けで作成した診断書で、本件審査請求の理由を記載した書面に添付されたもの。以下「前回の診断書」という。)では6-(3)の「日常生活能力の程度」は「ウ」で同じであり、6-(2)の「日常生活能力の判定」は「オ」が違うのみで、他は全てほぼ同じであり、私的には2年前と症状は変わっていない。そのため2年前と同じ2級を求める。

イー2 また、4年前の更新時は、障害基礎年金2級の年金証書と同意書を添付して区役所で申請したところ、2級となった過去がある。今回、年金による2級決定は無理なのか2020年1月31日に制度所管部署に問い合わせたところ、「年金は知的障害での年金であり精神手帳の申請には適用できない。」との回答を得た。調べたところ、年金の診断書は平成25年6月1日から様式が変更となり「日常生活能力の程度」の項目が知的と精神に分かれたが、自立支援と精神手帳の診断書(1枚で同時申請用)に変更はない。そのため、4年前の判定に疑問が残る。

本当は3級なのに2級になっていた場合、3級になくて2級にあるサービスを万が一私が使用していた場合、川崎市行政のみならず(※サービスは全国で使える)国レベルで問題となりえるため、4年前の経緯を知りたい。

ウ 本件処分により、審査請求人は2級から3級に等級が変更となった

ため法的権利又は利益を侵害されている。

エ 以上の点から、本件処分のうち2級から3級となった等級が4年前、2年前、今回含め正しいのか、旧方式の年金の診断書で申請した8年前も含め調べてもらいたく本審査請求を提起した。

## 2 審査庁の見解

### (1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

### (2) 理由

#### ア 本件処分に至る手続について

本件処分は、審査請求人からの適法な申請に対し、川崎市精神保健福祉センターにおいて障害等級を認定しているもので、その手続に関しては法令に従い適正に行われており、違法又は不当な点はないと判断される。

#### イ 審査請求人の障害等級について

平成7年9月12日付け健医精発第45号による厚生省保健医療局精神保健課長から各都道府県精神保健福祉主管部(局)長宛て通知「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項」(以下「診断書留意事項」という。)によれば、精神障害等級の判定を行うための情報は、精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師によるもので、初診日から6か月以上経過した時点の診断書から得るものとされており、障害等級の判定は診断書の記載内容に基づき行われることが示され、精神疾患の存在の確認、精神疾患(機能障害)の状態の確認、能力障害(活動制限)の状態の確認、精神障害の程度の総合判定というステップを経て行うものとされている。

そこで、以下、これに従い、本件診断書の記載から、本件処分に係る処分庁の判断につき検討する。

#### (ア) 精神疾患の存在の確認

本件診断書の「1 病名」欄を見ると、審査請求人には主たる精神障害として「気分変調症 ICDコード F34」があるとされており、国際疾病分類(ICD-10)上の精神障害の章に該当しており、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第5条の精神疾患を有していることが確認できる。

#### (イ) 精神疾患(機能障害)の状態の確認

本件診断書の「4 現在の病状、状態像等」欄を見ると、精神疾患による機能障害として、「(1)抑鬱状態」の「ウ 憂鬱気分」及び「エ その他(無気力)」がある旨の記載が認められる。

これらの症状の程度について、「3 発病から現在までの病歴並び治療の経過及び内容」欄では、推定発病年月が平成18年3月頃であること及び平成18年3月より気分の変動あり、平成18年3月17日当院初診している、安定しないとする旨が記載されている。

また、「5 4の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見(検査名、検査結果、検査時期)等」欄では、抑うつ気分、無価値感、無気力あり、仕事が長続きしないとする旨が記載されている。

主たる精神障害である「気分変調症(F34)」は国際疾病分類(ICD-10)では「F3気分(感情)障害」に分類され、平成7年9月12日付け健医発第1133号で厚生省保健医療局長から通知された精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準(以下「障害等級判定基準」という。)でいう「精神疾患(機能障害)の状態」としては、「気分(感情)障害」、に含まれるが、上記の本件診断書における各記載の内容からだけでは、障害等級判定基準に照らしてどの障害等級に該当するかは必ずしも判然としない。

#### (ウ) 能力障害(活動制限)の状態の確認

##### a 本件診断書の記載内容について

本件診断書の「6 生活能力の状態」の「(2)日常生活能力の判定」欄の記載は、障害等級判定基準の「能力障害(活動制限)の状態」に照らすと、「ア 適切な食事摂取」及び「イ 身の清潔保持、規則正しい生活」は「援助があればできる」に該当し2級相当、「ウ 金銭管理と買物」、「エ 通院と服薬」、「オ 他人との意思伝達、対人関係」、「カ 身の安全保持、危機対応」及び「キ 社会的手続や公共施設の利用」は「おおむねできるが援助が必要」に該当し3級相当、「ク 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」は「援助があればできる」に該当し2級相当となっている。

このように、「(2)日常生活能力の判定」欄の8項目(アからクまで)のうち、2級相当に該当するものが3項目、3級相当に該当するものが5項目となっている。

平成7年9月12日付け健医精発第46号による厚生省保健医

療局精神保健課長から各都道府県精神保健福祉主管部(局)長宛て通知「精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」(、以下「判定基準留意事項」という。)によれば、どの項目にどの程度のレベルがいくつ示されていれば何級であるという基準は示しがたいが、疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要があるとされている。

本件診断書の「6 生活能力の状態」の「(3) 日常生活能力の程度」欄の記載は、「ウ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」に該当し、判定基準留意事項に照らせばおおむね2級程度となる。

本件診断書の「7 6の生活能力の具体的程度、状態像等」欄では、無気力さ無価値感等あり仕事が長続きしないとする旨が記載されている。

b 能力障害(活動制限)の状態の判定について

判定基準留意事項において、能力障害(活動制限)の状態の判定については、「6 生活能力の状態」欄等を参考にすることからすると、同欄の記載全体の整合性を考慮し、さらに他の記載欄の内容も踏まえて総合的に判断する必要があると解される。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下「精神保健福祉法施行令」という。)第6条第3項及び障害等級判定基準の「障害等級」欄に記載された内容からすると、1級か2級かの判定では主に日常生活に関連のある項目の程度を検討することを重視し、2級か3級かの判定では日常生活に関連のある項目の程度を検討し、それに社会生活に関連のある項目の程度を加えて総合的に判定するのが適切と考えられる。

本件診断書において「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」欄の8項目(アからクまで)について、いずれも1級相当の「できない」に該当するものはなく、「(3) 日常生活能力の程度」欄の記載は、「ウ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」に該当し、判定基準留意事項に照らせば障害等級はおおむね2級相当であることから、審査請求人の障害等級として1級相当であるとは考えられない。

次に、審査請求人の障害等級における2級又は3級の可能性に

ついてだが、「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」欄を見ると、日常生活に関連のある項目(食事、保清、金銭管理及び危機対応)のうち、「ア 適切な食事摂取」及び「イ 身の清潔保持、規則正しい生活」の2項目が2級相当、「ウ 金銭管理と買物」及び「カ 身の安全保持、危機対応」の2項目が3級相当にそれぞれ該当しており、日常生活においては、おおむねできるものもあるが、一定の援助を要する程度の状況にあることが読み取れる。

また、社会生活に関連のある項目としては、「エ 通院と服薬」、「オ 他人との意思伝達、対人関係」及び「キ 社会的な手続きや公共施設の利用」の3項目が3級相当に、「ク 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」が2級相当にそれぞれ該当しており、社会生活においては、一定の制限を要する程度の状況にあるものと言える。

さらに、「6 生活能力の状態」の「(1) 現在の生活環境」欄において審査請求人が単身での在宅生活とされていること、「8 現在の障害福祉等のサービスの利用状況」欄において障害福祉等のサービスの利用がないとされていることが認められる。これらからすると、審査請求人の能力障害(活動制限)の状態について、障害等級判定基準別添2「障害等級の基本的なとらえ方」において2級とされる「日常生活は困難な程度」にまで至っているとは考えられない。

#### (エ) 精神障害の程度の総合判定

上記(ア)～(ウ)を基に審査請求人の精神障害の程度を総合的に判定すると、精神保健福祉法施行令第6条第3項の障害等級2級「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」ではなく、障害等級3級「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると言える。

#### (オ) 審査請求人の主張について

- a 審査請求人は、本件審査請求の理由として、本件診断書に係る記載の内容が前回の診断書に係る記載の内容とほぼ同じであり、審査請求人において2年前と症状は変わっていないと考えるため、2年前の更新時と同じく障害等級2級の手帳の交付決定を求

めるとする旨を主張している。

前回の診断書と本件診断書とは、「6 生活能力の状態」において、「(2) 日常生活能力の判定」(アからクまでの8項目)及び「(3) 日常生活能力の程度」の記載について、2級相当となる内容と3級相当となる内容とが混在するものとなっているところ、おおむね同じ内容と言えるものであるが、審査請求人も認めるように、「(2) 日常生活能力の判定」欄の「オ 他人との意思伝達、対人関係」について、前回の診断書では「援助があればできる」となっていたところ、本件診断書では「おおむねできるが援助が必要」となっており、一部の内容に変化(軽減)が見られた。

判定基準留意事項では、精神疾患(機能障害)の状態及び能力障害(活動制限)の状態の判定のいずれにおいても、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮することとされている。

本件処分においては、上記のとおり、本件診断書において2級相当となる内容と3級相当となる内容とが混在するものとなっているところ、審査請求人の精神障害の状態が約2年前の前回の処分のおきから悪化していない状態で推移していると認められ、さらに、本件診断書の一部の内容に変化(軽減)が見られるものとなっており、今後も審査請求人が現在の生活環境を継続していくことができ、おおむね今後2年間に審査請求人の症状が悪化すると予想すべき合理的理由も認め難いこと等も検討した上で、上記(エ)により、審査請求人の精神障害の状態を障害等級3級に該当するものとして認められる。

- b 審査請求人は、約8年前の更新時における障害等級の判定、約4年前の更新時における障害等級の判定及び約2年前の更新時における障害等級の判定(これらをまとめて、以下「従前の各判定」という。)についても、正しい障害等級の判定が行われたかを調べてもらいたいとする旨を主張している。

処分庁は弁明書において約4年前の更新時における経緯を説明しているが、その内容によれば、約4年前の更新時には、精神保健福祉法第45条第1項の規定が精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる精神障害者から知的障害者を除外しているにもかかわらず、知的障害を支給事由とする給付を現に受けて

いることを証する年金証書の写しが添付された申請に対し、関係機関から回答を得た障害年金の等級に基づき精神障害者保健福祉手帳の障害等級を決定していた。このような経緯から、審査請求人は、本件処分に加え、従前の各判定についても正しい判定がなされたか疑問を抱き、従前の各判定について正しい障害等級の判定が行われたかを調べてもらいたい旨を主張していると解される。

しかし、処分についての審査請求につき行政不服審査法（昭和26年法律第68号。以下「法」という。）第2条が「行政庁の処分に不服がある者」は「審査請求をすることができる」と規定しているところ、従前の各判定に対する不服は、いずれも法第18条第1項本文又は第2項本文が規定する審査請求期間を経過しているものと認められ、また、審査請求人は法第18条第1項ただし書き又は第2項ただし書きが規定する審査請求期間を経過したことについての正当な理由を主張していないことから、本件審査請求では審理することができないものと言うべきである。

なお、本件処分では本件診断書に基づき障害等級の判定がなされたと認められる。

その他審査請求人の精神障害の状態が障害等級2級に該当すると認めるに足りる主張や証拠の提出等はなかった。

(カ) 小括

以上の点を踏まえると、審査請求人の障害等級を3級とした処分庁の判断に不合理な点があったとは言えない。

ウ 上記以外の本件処分の違法性又は不当性について他に本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

第2 2 (2) と同様

第4 調査審議の経過

令和2年11月25日 諮問の受付

同年12月21日 第1回審議  
3年 1月14日 第2回審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

### 2 審査会の判断について

#### (1) 本件処分に至る手続について

法令に従い適正に行われており、違法又は不当な点はないと判断される。

#### (2) 審査請求人の障害等級について

診断書留意事項によれば、障害等級の判定は診断書の記載内容に基づき行われることが示され、精神疾患の存在の確認、精神疾患(機能障害)の状態の確認、能力障害(活動制限)の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という手順を経て行うものとされている。

##### ア 精神疾患の存在の確認

本件診断書の「1 病名」欄を見ると、審査請求人には主たる精神障害として「気分変調症 ICDコード F34」があるとされており、精神疾患を有していることが確認できる。

##### イ 精神疾患(機能障害)の状態の確認

本件診断書の「4 現在の病状、状態像等」欄、その症状の程度について記載した「3 発病から現在までの病歴並び治療の経過及び内容」欄及び「5 4の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見(検査名、検査結果、検査時期)等」欄における各記載の内容からだけでは、障害等級判定基準に照らしてどの障害等級に該当するかは必ずしも判然としない。

##### ウ 能力障害(活動制限)の状態の確認

###### (ア) 本件診断書の記載内容について

本件診断書の「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」欄の記載は、障害等級判定基準における「能力障害(活動制限)の状態」に照らすと、「(2) 日常生活能力の判定」欄の8項目のうち、2級相当に該当するものが3項目、3級相当に該当するものが5項目となっている。

この点、障害等級の判定に当たっては、2級か3級かの判定では日

常生活に関連のある項目の程度を検討し、それに社会生活に関連のある項目の程度を加えて総合的に判定する必要がある。

本件においては、日常生活に関連のある項目のうち2項目が2級相当、その他2項目が3級相当に該当しており、日常生活においては、おおむねできるものもあるが、一定の援助を要する程度の状況にあることが読み取れる。また、社会生活に関連のある項目は、3項目が3級相当、その他1項目が2級相当に該当しており、社会生活においては、一定の制限を要する程度の状況にあるものと言える。

さらに、「6 生活能力の状態」の「(1) 現在の生活環境」欄において審査請求人が単身での在宅生活とされていること、「8 現在の障害福祉等のサービスの利用状況」欄において障害福祉等のサービスの利用がないとされていることが認められる。

これらからすると、審査請求人の能力障害(活動制限)の状態について、障害等級判定基準別添2「障害等級の基本的なとらえ方」において2級とされる「日常生活は困難な程度」にまで至っているとは考えられない。

#### エ 精神障害の程度の総合判定

上記ア～ウを基に審査請求人の精神障害の程度を総合的に判定すると、精神保健福祉法施行令第6条第3項の障害等級3級「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると言える。

#### オ 審査請求人の主張について

(ア) 審査請求人は、本件審査請求の理由として、本件診断書の記載内容が前回の診断書の記載内容とほぼ同じであり、また、2年前と症状は変わっていないと考えるため、2年前の更新時と同じ障害等級2級の手帳の交付決定を求めている。

前回の診断書と本件診断書とは、おおむね同じ内容と言えるが、「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」欄の「オ 他人との意思伝達、対人関係」について、前回の診断書では「援助があればできる」となっていたところ、本件診断書では「おおむねできるが援助が必要」となっており、一部の内容に変化(軽減)が見られる。

本件処分においては、上記のとおり、本件診断書において2級相当となる内容と3級相当となる内容とが混在するものとなっているところ、審査請求人の精神障害の状態が約2年前の前回の処分のときから悪化していない状態で推移していると認められ、さらに、本件診

断書の一部の内容に変化(軽減)が見られるものとなっており、審査請求人が現在の生活環境を継続していくことができ、おおむね今後2年間に審査請求人の症状が悪化すると予想すべき合理的理由も認め難いこと等をも検討した上で、上記エのとおり、審査請求人の精神障害の状態を障害等級3級に該当するとしたものと認められる。

(イ) 審査請求人は、約8年前の更新時、約4年前の更新時及び約2年前の更新時における障害等級の判定についても、正しい障害等級の判定が行われたかを調べてもらいたいとする旨を主張している。

弁明書によれば、約4年前の更新時では、精神保健福祉法第45条第1項の規定が精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる精神障害者から知的障害者を除外しているにもかかわらず、知的障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する年金証書の写しが添付された申請に対し、関係機関から回答を得た障害年金の等級に基づき精神障害者保健福祉手帳の障害等級を決定していたと認められる。このような経緯から、審査請求人は、本件処分に加え、従前の各判定についても正しい判定がなされたかを調べてもらいたい旨を主張していると解される。

しかし、処分についての審査請求につき法第2条が「行政庁の処分に不服がある者」は「審査請求をすることができる」と規定しているところ、従前の各判定に対する不服は、いずれも法第18条第1項本文又は第2項本文が規定する審査請求期間を経過しており、また、審査請求人は法第18条第1項ただし書き又は第2項ただし書きが規定する審査請求期間を経過したことについての正当な理由を主張していないことから、審査請求人のこの点についての審査請求は不適法であり、審理の対象とすることができない。

その他審査請求人の精神障害の状態が障害等級2級に該当すると認めるに足りる主張や証拠の提出等はなされなかった。

#### カ 小括

以上の点を踏まえると、審査請求人の障害等級を3級とした処分庁の判断に不合理な点があったとは言えない。

#### (3) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	安	富	潔
委員	高	岡	香
委員	林	直	樹